

別表第 19 の 3 中「チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)」を「チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)」として「0.1~0.2ml」を加える。  
 別表第 22 の 3 の後段に「次のように加える。」  
 なお、フッ化カルシウム溶液 (10w/v%) を加えなくても測定の特長が明瞭な場合は、その操作を省略することができる。  
 別表第 24 の 2 の 2 中「4.0mm」を「4.5mm」と改める。  
 別表第 26 の 4 の 2 中「セラムを塗して」を削る。

別表第 28 の 1 の 7 中「調整したもの」を「調整したもの」に改める。  
 別表第 29 の 2 の 2 中「のもの」を「調整したもの」に改める。  
 別表第 30 の 1 の 2 中「120℃で 1 時間加熱し、チメーターで検査した」を削る。

○厚生労働省告示第百九十二号  
 水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年厚生省令第十五号)第一条第十七号の規定に基づき、資機材等の材質に関する試験(平成十二年厚生労働省告示第百九十四号)

○厚生労働省告示第百九十四号  
 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十二年厚生省告示第百二十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。  
 平成十八年三月三十日  
 厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号を次のように改める。  
 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じ、同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

厚生労働大臣 川崎 二郎  
 平成十八年三月三十日  
 厚生労働大臣 川崎 二郎  
 第 2 の 3 の表一、四「ジオキサン」の項中「四重五重五重」を「PT-CMS」及び「四重五重」を「PT-CMS」に改める。  
 ○厚生労働省告示第百九十三号  
 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成九年厚生省令第十四号)第二条第一項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成九年厚生省告示第百十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。  
 平成十八年三月三十日  
 厚生労働大臣 川崎 二郎

年厚生省告示第四十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。  
 平成十八年三月三十日  
 厚生労働大臣 川崎 二郎

○厚生労働省告示第百九十五号(の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。  
 平成十八年三月三十日  
 厚生労働大臣 川崎 二郎

○厚生労働省告示第百九十五号(の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。  
 平成十八年三月三十日  
 厚生労働大臣 川崎 二郎

地域区分	特別区	サービス種類	割合
		居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
		訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	千分の千四十八
		訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援	千分の千七十二

<p>特 甲 地</p> <p>居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与</p>	<p>訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援</p>
<p>千分の千</p>	<p>千分の千四十</p>	<p>千分の千六十</p>

<p>甲 地</p> <p>居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与</p>	<p>訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護</p>
<p>千分の千</p>	<p>千分の千二十四</p>	<p>千分の千三十六</p>

<p>介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与</p>	<p>千分の千</p>
<p>訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>千分の千十二</p>
<p>訪問介護 訪問入浴介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防防小規模多機能型居宅介護</p>	<p>千分の千十八</p>

介護予防認知症対応型共同生活介護  
介護予防支援  
すべてのサービス  
千分の千

○厚生労働省告示第百九十五号  
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成十八年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のように策定したので、同条第六項の規定により告示し、平成十八年四月一日から適用する。  
平成十八年三月三十日  
厚生労働大臣 川崎 二郎

第二号の表甲地の歌大阪府の項中、「南河内郡美原町」を削り、同表乙地の歌埼玉県の項中、「岩槻市」を削り、「上福岡市、入間郡大井町、同郡三芳町」を、「ふじみ野市、入間郡三芳町」に改め、同表の備考中「平成十五年四月一日」を「平成十八年四月一日」に改める。

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第二十五条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。  
これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確保するとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

- なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 アルブミン 加熱人血漿たん白及び人血清アルブミン
  - 二 組織接着剤 フィブリノゲン加第Ⅷ因子及びフィブリノゲン配合剤
  - 三 血液凝固第Ⅷ因子 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子
  - 四 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（国内で製造されるものに限る。）及び乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子
  - 五 インヒビター製剤 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（輸入されるものに限る。）、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え型活性型血液凝固第Ⅶ因子
  - 六 トロンピン トロンピン（人由来のものに限る。）
  - 七 人免疫グロブリン 人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH四処理酸性人免疫グロブリン、乾燥pH四処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
  - 八 抗H<sub>2</sub>S人免疫グロブリン 抗H<sub>2</sub>S人免疫グロブリン、乾燥抗H<sub>2</sub>S人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗H<sub>2</sub>S人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗H<sub>2</sub>S人免疫グロブリン
  - 九 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
- 第一 平成十八年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量  
平成十八年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第一のとおりとする。